

ごみの正しい分け方と出し方

再生紙を使用しています。

令和8年10月～

指定袋

週 2 回

もえるごみ

長さ50cm以下、太さ10cm以下
重さ10kg以下

●事業系(緑色)

●貝殻

●台所ごみ
(水を切って)

●アルミカップ

●アルミホイル

●草木・木製品
(長さ50cm以内
太さ10cm以内)
草木・木製品は
縛ってシール
でも出せます

●使用済花火
(未使用は不可)

●乾燥剤

●ゴム製品
(長さ50cm以内)

●治療薬

●紙類
(汚れたもの
見られたく
ないもの)

●紙おむつ
(汚物はトイレへ)

●資源にならないもの
(洗えなかったもの)

●皮革製品(金属部分がないもの)

●衣類・布・
化学繊維等

●その他もえるごみ

●マヨネーズ
ケチャップ

●保冷剤

●本革・合革 問わず

シール

月 1 回

もえるごみ (粗大)

長さ50cm以上、1m以下
重さ10kg以下

●ふとん

●マットレス
(スプリングなし)

●カーペット
じゅうたん・ござ

(しばってシールを貼る)

●50cm以上のプラ製品
(金属が付いていないもの)
50cm未満のプラ製品は
プラスチックごみへ

●50cm以上の木製品

指定袋・シール

月 1 回

もえないごみ

たてよこ1m以下、重さ10kg以下

●ガラス類

●陶器類

●資源ごみにできないビン

●薬品・化粧品
などのビン

●割れたビン
(紙に包むなど
危険防止をする)

●その他

●金属製品

●ライター
(ガス抜きして
スプレー缶
穴をあけて)

●金属部分
が付いている
皮革製品

●中身は使い切る
●少しでも金属が
付いているもの

20L以上の
透明又は
半透明の袋
※レジ袋不可

月 2 回

資源ごみ (青枠 青枠ごとに分けます)

重さ10kg以下

●あき缶(飲み物)
(水洗いをして)

●あきビン(食品関係)
(水洗いをして)
(ビールビン・一升ビンは
なるべく購入店へ)

●PET
ペットボトル
(水洗いをして、キャップ
ラベルをはがして)
【キャップ、ラベルは、
プラスチックごみに】

●発泡スチロール、
発泡トレイ (水洗いをして)

●新聞紙 (チラシを含む)
(十字にしばる)

●紙パック
(水洗いをして)

●ダンボール (十字にしばる)

●雑誌類(十字に
しばる)

お菓子の箱などは
雑誌に挟むか
十字にしばる

20L以上の
透明又は
半透明の袋
※レジ袋不可

月 2 回

プラスチックごみ

長さ50cm未満

●プラスチック製品・ビニール製品・ナイロン製品・ポリ製品 (水洗いをして)

●ボトルタイプ
以外のペット
製品 (水洗いをして)

●バケツ・洗面器
(金属が付いて
いないもの)

●ナイロン袋

長さ50cm以上、1m以下
重さ10kg以下は
もえるごみ(粗大)へ

20L以上の
透明又は
半透明の袋
※レジ袋不可

月 1 回

小型家電・有害ごみ (青枠 青枠ごとに分けます)

たてよこ1m以下、重さ10kg以下
電気製品と有害物は別々の袋

●電気製品
小型家電(家電4品目含まず)
(電池を使用している場合は
必ず取り外す)

●有害物
乾電池・ボタン電池
(絶縁する)

●蛍光灯・LED灯・電球等
(購入したケースに入れて)

●モバイルバッテリー

●水銀体温計・水銀気温計

●鏡

自己搬入

収集できないごみ

たてよこ1m、重さ10kgを超えるもの

●家具

●ベッド

●畳

●コタツ

●トタン

●一輪車

●自転車

※自転車や三輪車、
手押し車などは、
どのような大きさ
でも自己搬入して
下さい。

●自転車

●鏡

家電4品目

●冷蔵庫・冷凍庫

●エアコン

●洗濯機・衣類乾燥機

●テレビ
(液晶・プラズマも含む)

●パソコン・ディスプレイ

●携帯電話

●化学薬品・危険物

●ガスボンベ

●タイヤ

●農業用
ビニール

●農機具など

●バイク

●バッテリー

●消火器

●液状のもの

●農薬・廃油

混ぜればごみ 分ければ資源
皆様方お一人おひとりのご協力をお願いいたします。

輪島市市民生活部環境対策課
☎ 23-1853 FAX 23-1153